令和５年度　事 業 計 画

基本方針

檜原村の高齢化比率は４９．２％（令和５年１月１日現在、特養除く）と超高齢化となっている中、住み慣れた地域でより長く、自分らしい生活が営めるよう地域福祉活動計画を基本として「ともにささえあい 元気にくらせる やすらぎの村」を目指し、様々なサービスの提供と共助、自助に対する支援を行なうとともに住民をはじめ自治会、ボランティア、福祉団体、民生児童委員、行政機関等と連携、協働し多様化するニーズに応えるよう努めます。

また、あらゆることが制限されたここ３年間でしたが、ようやく新型コロナ感染症について、新たな局面を迎え、停滞していた様々なものが動き出しそうな年度を迎えられることになり、より一層住民の身近な存在になれるよう各事業を進めていきます。

１．法人運営事業

（１）組織運営事業

①　理事会・評議員会を随時開催し、発展的な法人の運営及び合理的かつ効率的な事業の推進について審議します。

②　事業の積極的なＰＲに努め、財政の基盤である会員会費の増加・安定及び１円玉募金等の増額を図ります。

（２）調査研究

①　住民の要望等を把握するため必要に応じて諸調査を行い、課題の解決に努めます。

②　住民のニーズに基づく福祉活動を推進するため、役職員の研修を実施します。

③　各種関係団体の実施する研究会及び研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

（３）連絡調整

檜原村、東京都社会福祉協議会及び関係行政機関・社会福祉団体・福祉施設等と連絡・連携を密にして、円滑な事業運営の向上及び情報交換を行います。

（４）普及宣伝

事業の円滑な推進と住民の福祉に対する理解と協力を得るために、「社協だより」の発行及び各種福祉に関する広報活動を積極的に行います。

またホームページを活用して最新の情報を随時配信します。

２．地域福祉事業

（１）地域福祉事業

①　ベッド・車椅子・松葉杖などの福祉用具及びポップコーン機・かき氷機などのイベント機材の貸出しを行います。

②　地域福祉の意識向上と財源確保のため「福祉バザー」の実施及び「チャリティーゴルフ大会」を主管します。

③　小学生とお年寄りとの「ふれあい交流会(給食会)」を行います。

④　赤い羽根共同募金を自治会等の協力のもとに実施します。

⑤　小地域福祉活動の一環として「ふれあいサロン」を推進します。

⑥　地域での支え合い活動を推進するため「安心ふれあい訪問」を行います。

（２）子ども家庭福祉事業

①　児童の健全育成を図るため新入学児に入学祝い品（学用品）を贈ります。

②　ひとり親家庭にクリスマスケーキを贈ります。

③　ひとり親家庭に各種情報を提供します。

（３）高齢者福祉事業

①　ひとり暮らしの高齢者に「おせち料理」を廉価でお届けします。

②　介護が必要な高齢者のいる世帯へ介護用品を贈ります。

（４）障がい者福祉事業

①　障がい者やその家族などが地域において自立した生活が送れるよう、情報の提供や支援を行います。

②　秋川流域の障がい者同士やボランティア等との交流と社会参加への一助を目的に、あきる野市社協・日の出町社協と協働で、秋川流域ふれあいクリスマス会を行います。

（５）地域公益活動事業

村内の社会福祉法人５法人で構成する「檜原村社会福祉法人連絡会」の活動を中心に、社会福祉事業及び公益事業行う社会福祉法人として、日常生活や社会活動上の支援を必要としている方々に対し、無償又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努め、関係機関と連携、協働しながら、檜原らしい事業展開を目指します。

（６）相談援助及び苦情解決事業

住民の身近な相談窓口として各種相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関等を紹介します。また、各種サービスの苦情へ適切に対応し、利用者が安心してサービスが利用できるよう支援します。

（７）助成事業

①　高齢者クラブ連合会の運営に支援及び助成します。
②　障がい者の親の会の運営に支援及び助成します。
③　ボランティア登録団体、ボランティア協力校の活動に支援及び助成します。
④　檜原学園ＰＴＡ地区活動へ助成します。
⑤　保育施設・子育てグループへ助成します。
⑥　台風・火災等の罹災世帯に見舞金を支給します。

３．ボランティア活動事業

①　ボランティア活動に対する相談支援体制を整備し、登録ボランティアの拡大に努めます。また、ボランティアのニーズを的確に把握し、活動の相談・斡旋を推進します。
②　夏休みを中心に体験ボランティア活動を行います。
③　ボランティア講座及び災害ボランティア講座を開催します。
④　ボランティア団体の活動を支援します。
⑤　災害時における災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、災害に備えた取り組みを強化します。
⑥　ボランティアセンターだよりを発行します。
⑦　ボランティア保険・行事保険についての案内や加入手続き等を行います。
⑧　その他ボランティア活動の推進を図ります。

４．受託事業（檜原村受託事業）

①　在宅ねたきり高齢者等に理髪サービスを行います。
②　高齢者教養教室（書道教室）を開催します。
③　高齢者のみの世帯等へ給食配送サービスを行います。
④　高齢者世帯等の外出支援を行います。

５．生活福祉資金貸付事業（東社協受託事業）

金融機関や公的貸付制度からは借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者のいる世帯に対して、就労に必要な資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金その他一時的に必要な資金等を低利子または無利子で貸付し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付に係る償還についての相談等に対応します。

６．福祉サービス利用援助事業〔地域福祉権利擁護〕（東社協受託事業）

在宅生活をされている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで自己決定が困難な方が、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を基本に日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

また、相談・利用体制の整備を図り、利用促進と事業の普及・啓発活動を推進します。

７．成年後見推進事業〔成年後見センターひのはらの運営〕（檜原村受託事業）

（１）福祉サービス総合支援事業

成年後見制度の利用や権利擁護相談、苦情相談その他福祉サービスの利用に関する専門的な相談への対応等、福祉サービス利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施します。

（２）成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症の高齢者や知的障がい者等が判断能力の低下によって、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して自立した生活が継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を推進します。

①　成年後見人等の相談に適切に対応するとともに、後見事務の円滑な実施を支援します。

②　地域のネットワークを活用し、成年後見に関するニーズの把握及び事業の推進を図ります。

③　事業及び成年後見制度に関する広報及び普及啓発活動を行います。

④　第三者の立場から推進機関の運営方針等について指導・助言を受けるため、運営委員会を設置します。

８．歳末たすけあい運動事業

住民をはじめ、自治会、民生児童委員等にご協力をいただき、募金活動を実施し、その募金を要援護世帯等への歳末見舞金として配分いたします。また、年間を通じて幅広く地域福祉活動に活用します。

①　要援護世帯等に見舞金を支給します。

②　心身障がい者（児）に見舞金を支給します。

③　要介護高齢者の介護者、心身障がい者（児）の介護者に慰労金を支給します。

９．受験生チャレンジ支援貸付事業（檜原村受託事業）

進学予定のある中学３年生、高校３年生が利用する学習塾などの受講料や、高校・大学の受験料を無利子で貸付し、低所得世帯の子どもの進学を支援します。

１０．介護サービス・高齢者支援事業（檜原村受託事業）

①　通所介護（デイサービス）

地域密着型通所介護では、地域及び利用者のニーズを踏まえながら、要介護認定者に対し、入浴・排泄・機能訓練等のサービスを行います。また、要支援認定者と事業対象者に対しては、通所型サービスＡ事業を実施し、介護予防の効果的かつ効率的な支援を行います。

また、地域のサロン等に参加している高齢者との交流事業等を行います。

②　訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護認定者の自宅へ訪問して、ご利用者の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活が送れるよう、入浴・排泄・食事介助等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活全般にわたる援助及び要支援者と事業対象者には、家事援助だけでなく生活機能の維持・向上を目的とした訪問型サービスＡ事業を行います。

③　生活支援体制整備事業

地域に必要なサービスの発掘や、住民主体のサロン活動等の支援を行います。

④　認知症地域支援・ケア向上事業

地域の認知症者等を支援する社会資源の情報収集や、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行います。

⑤　高齢者介護予防事業

集団による体操教室を開催し、在宅高齢者の健康維持、運動機能の向上に取り組みます。

⑥　指定市町村事務受託法人事業

新規又は区分変更の要介護認定を受けようとする被保険者に対し、市町村が行うべき認定調査の事務を受託し、認定調査を行います。

⑦　訪問型サービスＤ事業

事業対象者・要支援者の、通院や日常の買い物の付き添い支援として利用可能な、移送前後の生活支援サービスを行います。

⑧　職員の資質及びサービスの向上を図るため、事例検討会や研修会等を必要に応じて行います。

１１．児童館運営事業（檜原村受託事業）

①　子供たちの日常的な自由遊びを奨励指導し、楽しみながら主体的に取り組める活動を企画・実施します。

②　遊びを通じて情操を育て、体力の向上を図ります。

③　檜原村の自然や地域を生かした活動を行います。

④　乳幼児・保護者のグループ活動や集い事業を行い、参加者相互の交流を図るとともに、保護者が抱える子育ての不安・負担軽減に努めます。

⑤　地域や他施設（高齢者在宅サービスセンターや福祉作業所）との交流を図り、相互理解を促します。

⑥　小学校・特別支援学校・保育園等、関係諸機関との連絡を密に行うとともに保護者との信頼関係を構築し、連携を図ります。

⑦　児童館だより等により活動の紹介や情報提供を行います。

⑧　ボランティアの積極的な受け入れを行うとともに子供たちのボランティア活動を推進します。

１２．福祉作業所運営事業［心身障がい者通所施設］（檜原村受託事業）

①　個々の状況に合わせた日常生活訓練や作業活動を通して、自立と社会性を養い、能力の増進・開発に努めます。

②　歩行訓練やスポーツ活動、レクリエーションを通じて、心身機能の向上を図り、健康の維持に努めます。

③　保護者との連絡を密にして相互の理解を深め、連携による円滑な運営を行うとともに、レスパイト・ケア機能としての柔軟な対応を行います。

④　地域や他施設との交流に積極的に取り組み、障がい者に対する理解を促すとともに、利用者の社会参加の機会を広げていきます。

⑤　ゆうあい館だよりを発行し、活動の紹介や情報等を提供します。

⑥　関係機関との連携を図り、保健福祉の増進に努めます。

１３．ふれあいセンター運営事業（檜原村受託事業）

福祉の拠点として、だれもが気軽に利用できるよう施設の運営や管理を行います。

①　多目的ホールや和室等の貸出し業務を行います。

②　温泉施設の運営や管理を行います。

１４．応急援護資金事業

所得の少ない世帯等に日常生活上一時的に必要な資金の貸付けを行い、生活の安定を支援します。